

お知らせ（薬）011
平成30年9月21日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターの廃止年月日は平成30年9月30日であることから、平成30年10月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

- 1 平成30年3月5日付け厚生労働省告示第42号に基づく経過措置医薬品の廃止（別表1）
- 2 平成30年6月22日付け「お知らせ（薬）007」に基づく商品名医薬品の廃止（別表2）